

既存建物に関する制度の2025年度からの取組（主な改正事項等）

■ 既存建物に関する制度の2025年度からの取組の公表にあたって

世界で広がる脱炭素化の潮流

2015年12月に採択されたパリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命前から1.5℃未満に抑える努力をすることが世界共通の目標として掲げられました。2018年10月には、国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の「1.5℃特別報告書」において、1.5℃に抑えるためには、世界の温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロとし、2030年までに約半減させることが必要と示されました。

また、今般のウクライナ・ロシア情勢は、我が国のエネルギー供給の脆弱性という課題を改めて顕在化させました。エネルギー安全保障の観点からも、あらゆる分野で脱炭素行動を進める必要があり、この潮流は世界中で大きな加速を見せています。

ゼロエミッションの実現に向けた都の取組

都は、2019年に、2050年までの世界の温室効果ガス排出量の実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を掲げ、2021年には、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減（2000年比）する「カーボンハーフ」の実現を宣言しました。また、2022年9月には、東京都環境審議会答申を踏まえ、「カーボンハーフ実現に向けた条例制度改正の基本方針」の策定及び「東京都環境基本計画」の改定を行い、各制度の強化を進めています。

既存建物を対象としたキャップ&トレード制度及び地球温暖化対策報告書制度の2025年度以降の新たな取組についても、本制度に係る専門家等の検討会やパブリックコメント等の意見を踏まえながら、検討を進めてきました。

国内外の脱炭素化を先導する制度として

2023年3月のIPCCの第6次評価統合報告書では、1.5℃目標の実現には、2035年までに2019年比で温室効果ガス60%（CO₂は65%）の削減が必要と示され、5月のG7広島サミットにおいても、IPCCの呼びかけに応える姿勢が示されました。

東京は、エネルギーの大消費地の責務として、脱炭素行動を大胆に強化し、国内外における脱炭素社会の実現に向けて先導的な役割を果たすことが求められています。また、脱炭素化に向けた取組により、建築物や事業活動、ひいては都市自体が評価、選択されるなど、温室効果ガスの削減に向けた対策の推進は、都市としての価値の向上や国際競争力の強化にも不可欠な要素となっています。

今回、キャップ&トレード制度及び地球温暖化対策報告書制度を、国内外の脱炭素化を先導する実効性の高い制度となるよう改正を行い、事業者の皆様とともに脱炭素社会の実現を目指してまいります。

第1 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）に関する改正事項（第四計画期間（2025-2029年度）に適用する事項）

○ 報告及び削減義務の対象となる排出活動の範囲

- ・ 制度対象者の要件を判断する原油換算エネルギー使用量と総量削減義務の対象燃料等は、引き続き化石燃料等とする。
- ・ 使用量及び排出量を報告する対象については、改正省エネ法と整合させ、排出係数が設定されていない非化石燃料や大気中の熱その他の自然界に存する熱及び再エネによる自家発電での使用量を追加
 - ※ 電気の一次エネルギー換算係数及び単位発熱量については、改正省エネ法と整合させる。電気・熱（冷温水・蒸気）の排出係数は「実排出係数」とし、それ以外の燃料等の排出係数は、環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」で採用される数値に変更する。

○ 現行の基準排出量及び設定方法を継続

- ① 第四計画期間開始前に既に削減義務の対象である事業所
 - ・ 第三計画期間に適用されている基準排出量を継続
- ② 第四計画期間の途中から新たに削減義務の対象となる事業所
 - ・ 第一、第二、第三計画期間の新規事業所の取扱いと同様に、「過去の排出実績」又は「都が設定している排出標準原単位（2005～2007年度排出量ベース）」を用いて設定

○ 第四計画期間の削減義務率を設定

- ・ 事業所の特性や今後の省エネ余地等を踏まえ、区分ごとに削減義務率を設定
- ・ 第四計画期間から、新たに電化率20%未満の事業所への削減義務率緩和措置を導入

| 区分 | | 第四期 削減義務率 (基準排出量比) | 第四計画期間において実施する事項 |
|----------|---|--------------------------|---|
| 区分 I - 1 | オフィスビル等 ^{※1} | 50% | ・ 人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設は削減義務率を2%減（第三計画期間から第四計画期間にわたる激変緩和措置） |
| 区分 I - 2 | オフィスビル等 ^{※1} のうち他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所 ^{※2} | 48% | ・ 電化率20%未満の事業所は削減義務率を3%減（第四計画期間限り） ・ 第四計画期間からの新規参入事業所には、原則、第三計画期間の削減義務率（41%又は39%） ^{※4} を適用（経過措置有） |
| 区分 II | 工場等 ^{※3} | 48% | ・ トップレベル認定を受けた事業所の削減義務率の減少は原則として廃止（経過措置有） |

※1 オフィスビル、商業施設、宿泊施設等と熱供給事業所（区分 I - 2 に該当するものを除く）

※2 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上のもの

※3 工場、上下水施設、廃棄物処理施設など区分 I - 1、区分 I - 2 以外の事業所

※4 主に省エネ対策が反映される、現行の固定係数による削減義務率分の緩和を継続しつつ、再エネ利用等による削減相当分(14%)について、削減義務を上乗せした義務率

○ **電気・熱の排出係数を「実排出係数」に移行**

- ・省エネ対策に加え、オフサイト再エネ（自己託送・PPA）や、CO₂ 排出係数の低い電力メニューの利用、非化石証書などの再エネ由来証書の利用等、排出量の削減方法の多様化が進展していることから、制度対象事業所の年度排出量の算定にその影響を反映できるよう、これまで原則固定していた電気・熱の排出係数を「実排出係数」に移行

※ 都が認定する低炭素電力・熱供給事業所から低炭素電力・熱を調達した場合に削減量として算定し、事業所の排出量から控除する「低炭素電力・熱の選択の仕組み」から移行

○ **再エネ利用の拡大**

① **再エネ自家消費の取扱い**

- ・再エネ設備で発電・製造した電気・熱を自家消費した場合は、引き続き排出量算定の対象外（排出量ゼロ）
- ・実態に即した正確な排出量を算定する観点から、再エネ設備で発電した電気を自家消費した場合の削減効果を「1.5 倍」する仕組みは廃止

② **オフサイト再エネ（自己託送・PPA）の取扱い**

- ・事業所外から調達した再エネ電気・熱については、排出量ゼロとして排出量算定に反映
- ※ バーチャル PPA 由来の非化石証書は、「追加性」の観点からフィジカル PPA と同様に扱い、電気使用量から認証発電電力量を控除する。

③ **再エネ由来の証書等の取扱い**

- ・再エネ由来の証書（グリーンエネルギー証書及び非化石証書）に限り、CO₂ 削減効果を年度排出量から直接控除

○ **超過削減量の創出方法の変更**

- ・省エネ対策・再エネ利用（オンサイト・オフサイト）を促すため、これらの実績に応じて超過削減量が創出される仕組みを新たに設定

<超過削減量の算定方法>

特定地球温暖化対策事業所において、基準排出量から特定温室効果ガス年度排出量を減じて得た量のうち、各年度の削減義務量（各年度の基準排出量に各年度の削減義務率を乗じた量）を超過した量に占める省エネ対策及び再エネ利用（オンサイト・オフサイト）相当量を合計した量をクレジットとして発行。ただし、発行できる超過削減量は、基準排出量の 65%から削減義務量を減じて得た量を上限とする。

○ **目標設定・取組状況等の報告・公表内容の拡充**

- ・再エネに関する目標設定及び取組状況について新たに報告を求める。
- ・積極的に取り組む事業所の評価向上に向けて、床面積当たり一次エネルギー消費原単位（各事業所及び全体平均）や CO₂ 排出原単位の推移、再エネに関する報告内容等を公表

○ トップレベル事業所認定制度に関する事項

① ゼロエミッション化に向けた取組の促進

- ・これまでの省エネの取組に加え、再エネ利用を含めたゼロエミッション化への取組等を評価する項目群を新設
- ・ゼロエミッション化に向けた取組を促進できるよう、従来よりも高い認定区分を加え、3つの認定区分とする。

② 新たな認定ルートの設定

- ・新築建築物の設計段階で高い評価を得た建築物については、建築物環境計画書制度と連携して評価する認定ルートを新設
- ・その場合、トップレベル事業所認定基準のうち、「Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項」の評価を建築物の外皮性能及び設備性能で置き換えて評価

③ 削減義務率等の取扱い

- ・ゼロエミッション化に向け積極的に取組を進める事業所を認定するとの趣旨に鑑み、認定事業所の削減義務率の減少を原則として廃止するとともに、超過削減量の発行上限を撤廃
- ・ただし、第三計画期間初年度にトップレベルに認定された事業所が第四計画期間に継続して認定された場合は、経過措置として、削減義務率の減少率を、現行のトップレベル事業所相当で 3/5、準トップレベル事業所相当で 4/5 とすることを可能とする。（この場合の超過削減量の発行上限撤廃は無し）
- ・第三計画期間の途中でトップレベル認定を受けた事業所については、認定を受けた年度から起算して5年度目までの期間は認定を有効とし、認定期間中は、認定区分に応じた削減義務率の減少を受けることを可能とする。また、この措置による認定期間の終了後に継続して認定された場合、第四計画期間に限り、認定区分に応じた削減義務率の減少を受けることを可能とする。（この場合の超過削減量の発行上限撤廃は無し）
- ・第三計画期間までに制度対象となった事業所が、一定の条件を満たして認定された場合、第四計画期間に限り、認定区分に応じた削減義務率の減少を受けることを可能とする。（この場合の超過削減量の発行上限撤廃は無し）

④ 認定等の事務手続の負担軽減、公表等

- ・認定の信頼性と事業所の負担軽減を両立することを基本として、事業所による取組状況の自己評価や第三者検証時における事務手続等の負担を軽減
- ・認定事業所に係る発信内容等の拡充や都による表彰、関係機関等と連携した広報の充実等、認定事業所の社会的・経済的評価の向上に資するよう広報等の取組を強化

第2 地球温暖化対策報告書制度に関する改正事項

○ 都による「2030年度の達成水準」の設定と事業者による計画策定と達成状況の報告

- ・ 都は、省エネ及び再エネの利用について「2030年度の達成水準」を設定
- ・ 事業者は、都が設定する「2030年度の達成水準」を踏まえ、省エネ・再エネ利用について自らの推進計画を策定し、その達成状況を報告

*「2030年の達成水準」(省エネ)

- ・ 2030年の達成水準(省エネ)は、エネルギー消費量削減率又は原単位改善率
- ・ エネルギー消費量削減率は、都内の全事業所のエネルギー消費量の合計値が、都が設定する「基準年表」に示される2030年に向けた目標削減率以上
- ・ 原単位改善率は、都内のベンチマーク適用事業所のエネルギー消費原単位が、都が作成する「エネルギー・ベンチマーク」に示される「レンジA」以上

*「2030年の達成水準」(再エネ利用)

- ・ 2030年の達成水準(再エネ利用)は、都内の全事業所の利用電力の再エネ電力※の割合又は都内の全事業所のうち再エネ電力100%の事業所の割合
- ・ 都内の全事業所の利用電力の再エネ電力の割合は50%以上
- ・ 都内の全事業所のうち再エネ電力100%の事業所の割合は20%以上
- ※ 再エネ電力とは、事業所内に設置された再エネ発電設備で発電された電気及び事業所外から自己託送・コーポレートPPAで調達した電気、小売電気事業者等からの購入、再エネ由来証書の利用を対象
- ※ 再生可能エネルギー由来の電力の範囲については、キャップ&トレード制度をはじめとする都制度と整合

○ 報告・公表項目の拡充

- ・ 事業者等の取組を後押しし、取引先等からの評価につなげるため、報告・公表項目を拡充
- ・ 中小規模事業所の取組状況について、第三者にも分かりやすく利便性を高めて公表することで、積極的な取組を後押し

○ 優良事業者に対する評価の拡充

- ・ 2030年以前に「2030年の達成水準」に到達した事業者を評価することで、事業者の積極的な取組を後押し
- ・ 評価においては、2030年の達成水準が示される省エネと再エネと、CO₂削減を加えた3つの視点からの評価とし、カーボンハーフに向けた着実な取組を促進

○ カーボンレポートの拡充による事業所対策の更なる「見える化」と促進

- ・ CO₂排出(実排出係数)のカーボン・ベンチマーク、エネルギー・ベンチマーク、再生可能エネルギー電気利用レベルの3つの指標を活用し、事業所における対策を更に見える化し、積極的な取組を促進